

平成十年五月十二日受領
答弁 第二九号

内閣衆質一四二第二九号

平成十年五月十二日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

衆議院議員保坂展人君提出大蔵省の調査及び処分などに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員保坂展人君提出大蔵省の調査及び処分などに関する質問に対する答弁書

一の(1)について

過去五年にさかのぼって行われた今回の大蔵省の調査においては、資料や調査対象者の記憶等の制約から、一件一件の事実関係を正確に調べるのが困難であったため、調査対象者各人の調査期間中の行為全体を総合的に勘案して行き過ぎがあったかどうかを判断することにその主眼が置かれており、一件一件の会食等のすべてについて、日時、相手方等を正確に把握しているものではない。また、会食等の金額については、ほとんどの場合において相手方が負担していたため把握することができなかった。なお、国家公務員法上の懲戒処分を受けた三十二名の処分事由は、別添一のとおりである。

内規による処分を受けた八十名については、会食等の行われた時期、相手方、回数、反復継続度合いや職員の地位等にかんがみて、国家公務員法上の制裁措置である懲戒処分ではなく、職員の職務履行の姿勢を正し、将来の職務の改善向上を図るための監督上の具体的措置としての矯正措置を受けたものであり、職員の意欲やその家族に対する配慮の必要性も踏まえ、各人の受けた会食等の内容を開示することは差し控えたい。

一の(2)について

今回の調査において、会食等に関連して職務に関する具体的な依頼を受けた者や相手方に便宜を図った者があったとの確認は得られなかった。

一の(3)及び(4)について

大蔵省は、今回の調査において、調査対象者各人の調査期間中の行為全体を総合的に勘案して行き過ぎがあったかどうかを判断することに主眼を置き、調査対象者との個別面談、諸資料間の相互確認、相手方民間金融機関等に対する問い合わせ等を必要に応じて並行的に行うことにより、可能な限り事実関係の確認に努めたところであるが、この過程で、御指摘の刑法各条に規定する犯罪を構成すると思料するに足る事実は確認されなかった。

一の(5)について

大蔵省は、捜査当局に対して情報交換を求め得る立場にはなく、今回の調査は、大蔵省が独自に行ったものである。また、今後いかなる事項について捜査が行われるかについては、捜査当局の活動内容にかかわる事柄であり、大蔵省としては、これを知り得る立場にはなく、何らの予見も持っていない。

一の（6）及び（7）について

大蔵省としては、昨年来、金融行政に関連する部局の職員について種々の疑惑が指摘され、さらに、大臣官房金融検査部等に在籍していた職員が逮捕されたこと等により、金融行政そのものに対する不信感も高まりかねない状況にあったことから、大臣官房金融検査部、証券局、銀行局等の金融行政に関連する部局の課長補佐以上に相当する職に在職したことのある職員に対して、銀行、証券会社、保険会社等の民間金融機関等との間における会食等について調査を行ったものである。したがって、民間金融機関等以外の者との関係については調査を行っておらず、また、今回のような広範にわたる一般的な調査を行わなければならない状況にあるとは考えていない。仮に、今後新たに具体的な事実が判明した場合などには、当該職員について調査の上、厳正な処分を行う所存である。

二の（1）について

それぞれの通達が発出された時点において、その背景となった事件について職員一同反省し、綱紀の保持に努めたところであるが、時の経過とともに一部に緊張感が緩みが生じていたのではないかと考えている。

二の(2)について

御指摘の懲戒処分を受けた職員の処分後の経歴は、別添二のとおりである。

懲戒処分を受けた職員の処遇については、その処分の内容とその後の勤務成績等を総合的に勘案し、判断することとしている。

また、特殊法人等の役員は、それぞれの役職にふさわしい能力、識見等を有する者として、それぞれの任命権者が選任しているものである。

なお、大蔵省としては、退職した職員が再就職先の民間企業等において受けた処遇の理由等については承知していない。

二の(3)について

紀律保持委員会は、大蔵省職員の紀律保持を徹底し、その状況を監視するとともに、問題点、改善すべき点等があればこれについて検討を行うことを主たる目的とした組織であり、大蔵省職員全体の紀律の保持を図るという点で一定の役割を果たしていると考えますが、個々の職員の不祥事を防止するという点については、おのずから限界があると考ええる。

二の（４）及び（６）について

大蔵省においては、様々な会議が開催されているが、部内の会議について議事録を作成しなければならないことはされておらず、紀律保持委員会についても議事録は作成していない。

二の（５）について

最近の不祥事を契機として、厚生省に「施設整備業務等の再点検のための調査委員会」が、通商産業省に「服務管理委員会」がそれぞれ設けられている。

いずれの組織についても議事録は作成されていない。

三の（１）について

四月二十七日に、大蔵大臣が職員に対して、「処分を受けなかった職員も、綱紀の緩みがなかったかどうか自ら問い直し、正すべき点は正していかなければならない。国家公務員は『国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならぬ』という基本原則に対する自覚を新たににして、一層の倫理観と使命感をもって職務に邁進まいしんしなければならない。」との訓示を行ったところである。

今後とも、紀律保持委員会等を通じて職員一人一人の自覚を促し、綱紀の保持の徹底に努めてまいり存である。

三の(2)について

今回の調査は、千五十名を超える者に対して過去五年にさかのぼって行われ、資料や調査対象者の記憶等の制約から、一件一件の事実関係の内容を正確に調べることが困難であったため、調査対象者各人の調査期間中の行為全体を総合的に勘案して行き過ぎがあったかどうかを判断することに調査の主眼が置かれた。このような調査の性格上、通常の非行事件とは異なり、非違行為を特定してその時の監督者の責任を追究することは困難である。このため、各局の局長や服務管理官である総務課長等を含め省内の紀律保持の任に当たる幹部職員は、多くの職員に行き過ぎがあったことを深く反省するとともに、綱紀の厳正な保持を図り信頼回復に向けて職務に邁進^{まいしん}することを決意し、給与の一部を国庫に返納することとしたところである。

なお、懲戒処分の対象とはならないものの辞職した職員一名については、特定の期間に会食等を集中反復して行っており、その時の監督者に責任を問うことが可能であったため、監督責任を含めた処分を二名

に対して行ったところである。

三の(3)について

今回の大蔵省の事案も踏まえ、現在、与党においていわゆる公務員倫理法案の作成作業が進められているところであり、政府としては答弁を差し控えたい。

別添1

氏名	現職	処分事由	処分内容
杉井 孝	大臣官房審議官（銀行局担当）	<p>平成4年6月から大臣官房秘書課長の職に、平成7年6月から主計局次長の職に、平成8年2月から銀行局を兼務し、平成8年7月から銀行局担当の大臣官房審議官の職にある。</p> <p>特に、平成4年6月26日から平成7年6月19日まで大蔵省職員の綱紀保持についての担当者である大臣官房秘書課長の職にあり、また、平成7年5月25日には職員の不祥事の反省にたつて「綱紀の厳正な保持について」の通達の発出に携わったにもかかわらず、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年12月26日以降、職務上の関連ある民間金融機関との間で倫理規程に定める手続きを経ずに会食を少なくとも6回、 ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で手続きを経ずに会食を10数回、 <p>また、職務上の関連のない民間金融機関6社との間で計会食を10回程度、ゴルフを少なくとも1回、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連のない民間金融機関18社との間で計会食を30回程度、ゴルフを10回程度、行った。 <p>なお、平成5年1月1日から平成9年12月31日の期間において、同一民間金融機関との会食が合わせて10回を超えたものが複数あった。</p>	停職（4月）

氏 名	現 職	処 分 事 由	処分内容
長野 彪士	証券局長	<p>平成4年6月から近畿財務局長の職に、平成5年6月から銀行局担当の大臣官房審議官の職に、平成7年5月から日本銀行政策委員会大蔵省代表委員の職に、平成8年1月から証券局長の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で手続きを経ずに会食を20数回、ゴルフを少なくとも1回、 また、職務上の関連のない民間金融機関1社との間で会食を少なくとも1回、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関43社等との間で計会食を80数回、ゴルフを20回程度、 また、職務上の関連のない民間金融機関3社との間で計会食を少なくとも3回、ゴルフを少なくとも2回、 <p>行った。</p> <p>なお、平成5年1月1日から平成8年12月25日の期間において、同一民間金融機関との会食、ゴルフが合わせて10回を超えたものがあった。</p>	減給 (20% 6月)

氏 名	現 職	処 分 事 由	処分内容
墳崎 敏之	近畿財務局長	<p>平成4年7月から銀行局中小金融課長の職に、平成5年7月から銀行局銀行課長の職に、平成6年7月から銀行局総務課長の職に、平成7年6月から東海財務局長の職に、平成8年7月から銀行局担当の大臣官房参事官の職に、平成9年7月から近畿財務局長の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年12月26日以降、職務上の関連ある民間金融機関との間で倫理規程に定める手続きを経ずに会食を少なくとも1回、 ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で手続きを経ずに会食を10数回、ゴルフを少なくとも1回、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関21社との間で計会食を60数回、ゴルフを20回程度、また、職務上の関連のない民間金融機関8社との間で計会食を10回程度、ゴルフを少なくとも1回、行った。 <p>なお、平成5年1月1日から平成9年12月31日の期間において、同一民間金融機関との会食、ゴルフが合わせて10回を超えたものがあった。</p>	減給 (20%6月)

氏 名	現 職	処 分 事 由	処分内容
滝本 豊水	証券取引等 監視委員会 事務局総務 検査課長	<p>平成5年7月から銀行局保険部保険第二課長の職に、平成6年7月から銀行局保険部保険第一課長の職に、平成7年6月から証券取引等監視委員会事務局特別調査課長の職に、平成9年7月から証券取引等監視委員会事務局総務検査課長の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連のない民間金融機関2社との間で計会食を10回程度、ゴルフを少なくとも1回、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関15社等との間で計会食を70回程度、ゴルフを20回程度、また、職務上の関連のない民間金融機関1社との間で会食を数回、ゴルフを少なくとも1回、行った。 <p>なお、平成5年1月1日から平成8年12月25日の期間において、同一民間金融機関との会食、ゴルフが合わせて10回を超えたものが複数あった。</p> <p>また、辞職に至った佐藤誠一郎の直接の上司として、平素の指導及び監督に不行届があった。</p>	減給 (20%4月)

氏 名	現 職	処 分 事 由	処分内容
窪野 鎮治	大臣官房参事官（銀行局担当）	<p>平成4年7月から主計局主計官の職に、平成6年7月から銀行局銀行課長の職に、平成7年6月から銀行局総務課長の職に、平成9年7月から銀行局担当の大臣官房参事官の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年12月26日以降、職務上の関連ある民間金融機関との間で倫理規程に定める手続きを経ずに会食を少なくとも5回、 ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で手続きを経ずに会食を20回程度、 <p>また、職務上の関連のない民間金融機関1社との間で会食を少なくとも1回、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関23社等との間で計会食を30回程度、ゴルフを10回程度、 <p>また、職務上の関連のない民間金融機関7社等との間で計会食を10回程度、ゴルフを少なくとも4回、</p> <p>行った。</p>	減給 (20%2月)

氏名	現職	処分事由	処分内容
中井 省	大臣官房審議官（銀行局担当）	<p>平成4年7月から証券取引等監視委員会事務局総務検査課長の職に、平成6年7月から国際金融局担当の大臣官房審議官の職に、平成7年6月から銀行局担当の大臣官房審議官の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年12月26日以降、職務上の関連ある民間金融機関との間で倫理規程に定める手続きを経ずに会食を少なくとも5回、 また、職務上の関連のない民間金融機関との間で会食を少なくとも1回、 ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で手続きを経ずに会食を20回程度、 また、職務上の関連のない民間金融機関4社との間で計会食を少なくとも7回、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関26社との間で計会食を40回程度、ゴルフを10回程度、 また、職務上の関連のない民間金融機関3社との間で計会食を少なくとも4回、 <p>行った。</p>	減給 (20%2月)

氏 名	現 職	処 分 事 由	処分内容
中村 明雄	主計局主計官兼主計局法規課	<p>平成4年7月から証券局証券業務課課長補佐の職に、平成5年7月から大臣官房企画官（兼証券局総務課）の職に、平成6年7月から大臣官房企画官（兼主税局総務課）の職に、平成7年6月から大臣官房企画官（兼理財局国有財産総括課）の職に、平成8年7月から主計局主計官（兼主計局法規課）の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年12月26日以降、職務上の関連のない民間金融機関との間で会食を少なくとも4回、 ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で手続きを経ずに会食を10回程度、 <p>また、職務上の関連のない民間金融機関5社との間で計会食を10回程度、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関7社との間で計会食を10回程度、ゴルフを少なくとも2回、 <p>また、職務上の関連のない民間金融機関19社との間で計会食を50数回、ゴルフを少なくとも5回、行った。</p> <p>なお、平成5年1月1日から平成9年12月31日の期間において、同一民間金融機関との会食が合わせて20回を超えたものがあった。</p>	減給 (20%2月)

氏 名	現 職	処 分 事 由	処分内容
福田 誠	銀行局保険部長	<p>平成4年6月から銀行局総務課長の職に、平成5年6月から東海財務局長の職に、平成6年7月から大臣官房参事官の職に、平成7年6月から銀行局保険部長の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年12月26日以降、職務上の関連ある民間金融機関との間で倫理規程に定める手続きを経ずに会食を少なくとも1回、ゴルフを少なくとも1回、 ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で手続きを経ずに会食を10数回、ゴルフを少なくとも2回、 <p>また、職務上の関連のない民間金融機関3社との間で計会食を少なくとも3回、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関9社等との間で計会食を20数回、ゴルフを10回程度、 <p>また、職務上の関連のない民間金融機関5社との間で計会食を少なくとも3回、ゴルフを少なくとも2回、</p> <p>行った。</p>	減給 (20%2月)

氏 名	現 職	処 分 事 由	処分内容
道盛大志郎	大臣官房企画官兼内閣総理大臣官房金融監督庁設立準備室主任室員	<p>平成4年7月から主計局主計官補佐の職に、平成5年7月から銀行局銀行課課長補佐の職に、平成6年7月から大臣官房文書課課長補佐の職に、平成7年6月から大臣官房企画官（兼大臣官房文書課）の職に、平成8年12月から大臣官房企画官（兼内閣総理大臣官房金融監督庁設立準備室主任室員）の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連のない民間金融機関5社等との間で計会食を10回程度、ゴルフを少なくとも2回、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関20社等との間で計会食を50数回、ゴルフを20数回、また、職務上の関連のない民間金融機関16社等との間で計会食を30回程度、ゴルフを10回程度、行った。 <p>なお、平成5年1月1日から平成8年12月25日の期間において、同一民間金融機関との会食、ゴルフが合わせて15回を超えたものが複数あった。</p>	減給 (20%2月)

氏名	現職	処分事由	処分内容
崎山 正夫	大臣官房金融検査部管理課金融証券検査官兼内閣総理大臣官房金融監督庁設立準備室上席室員	<p>平成4年7月から証券取引等監視委員会事務局総務検査課電算機専門官の職に、平成6年7月から大臣官房金融検査部管理課金融証券検査官の職に、平成8年12月から内閣総理大臣官房金融監督庁設立準備室上席室員の職を兼務しているが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年12月26日以降、職務上の関連のない民間金融機関との間で会食を10回程度、ゴルフを少なくとも1回、 ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で手続きを経ずに会食を10数回、ゴルフを少なくとも1回、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関9社との間で計会食を20数回、ゴルフを少なくとも3回、また、検査期間中に会食を少なくとも1回、また、職務上の関連のない民間金融機関5社との間で計会食を10回程度、ゴルフを少なくとも4回、行った。 <p>なお、平成5年1月1日から平成9年12月31日の期間において、同一民間金融機関との会食、ゴルフが合わせて15回を超えたものが複数あった。</p>	減給 (20%1月)

氏 名	現 職	処 分 事 由	処分内容
花岡 裕之	中国財務局 理財部管理 審査課長	<p>平成4年7月から銀行局保険部保険第一課生命保険数理係長の職に、平成5年7月から大臣官房金融検査部管理課金融証券検査官の職に、平成9年7月から中国財務局理財部管理審査課長の職にあるが、</p> <p>職務上の関連ある民間金融機関との間で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年12月26日以降、倫理規程に定める手続きを経ずに会食を少なくとも1回、 ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、手続きを経ずに会食を少なくとも7回、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、民間金融機関19社等との間で計会食を70回程度、ゴルフを少なくとも6回、また、検査期間中に会食を少なくとも7回、行った。 <p>なお、平成5年1月1日から平成9年12月31日の期間において、同一民間金融機関との会食、ゴルフが合わせて20回を超えたものがあった。</p>	減給 (20%1月)

氏名	現職	処分事由	処分内容
幅崎 秀一	北海道財務局理財部金融第二課調査官	<p>平成4年7月から銀行局中小金融課信用金庫第二係長の職に、平成5年7月から銀行局中小金融課地域銀行第二係長の職に、平成8年7月から大臣官房金融検査部管理課金融証券検査官の職に、平成9年7月から北海道財務局理財部金融第二課調査官の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年12月26日以降、職務上の関連ある民間金融機関との間で倫理規程に定める手続きを経ずに会食を10数回、また償却証明期間中に会食を1回、 また、職務上の関連のない民間金融機関との間で会食を少なくとも4回、 ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で手続きを経ずに会食を10回程度、また償却証明期間中に会食を1回、 また、職務上の関連のない民間金融機関13社との間で計会食を30回程度、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連のない民間金融機関10社等との間で計会食を60回程度、 <p>行った。</p> <p>なお、平成5年1月1日から平成9年12月31日の期間において、同一民間金融機関との会食が合わせて10回を超えたものが数社あった。</p>	減給 (20%1月)

氏名	現職	処分事由	処分内容
村木 利雄	札幌国税局長	<p>平成3年6月から理財局担当の大臣官房参事官の職に、平成5年7月から銀行局調査課長の職に、平成7年6月から銀行局銀行課長の職に、平成8年7月から大臣官房金融検査部管理課長の職に、平成9年7月から札幌国税局長の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で手続きを経ずに会食を10数回、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関23社等との間で計会食を60回程度、ゴルフを10数回、 <p>また、職務上の関連のない民間金融機関8社との間で計会食を10回程度、ゴルフを少なくとも2回、行った。</p> <p>なお、平成5年1月1日から平成8年12月25日の期間において、同一民間金融機関との会食、ゴルフが合わせて10回を超えたものがあった。</p>	減給 (20%1月)

氏 名	現 職	処 分 事 由	処分内容
吉村 幸雄	国際通貨基金理事	<p>平成4年7月から国際金融局金融業務課長の職に、平成6年7月から国際金融局総務課長の職に、平成7年9月から大臣官房参事官の職に、平成8年7月から国際金融局担当の大臣官房審議官の職に、平成9年3月から国際通貨基金理事の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年12月26日以降、職務上の関連のない民間金融機関との間で会食を少なくとも3回、 ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で手続きを経ずに会食を少なくとも7回、 <p>また、職務上の関連のない民間金融機関との間で会食を少なくとも3回、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で会食を50数回、ゴルフを10数回、行った。 	減給 (20%1月)

氏名	現職	処分事由	処分内容
石井 学	大臣官房金融検査部管理課金融証券検査官	<p>平成4年7月から銀行局保険部保険第一課総務係長の職に、平成6年7月から銀行局中小金融課信用金庫第二係長の職に、平成7年7月から大臣官房金融検査部管理課金融証券検査官の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年12月26日以降、職務上の関連ある民間金融機関との間で、上司に誘われたものも含め、倫理規程に定める手続きを経ずに会食を少なくとも6回、 ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で、上司に誘われたものも含め会食を少なくとも7回、また検査期間中等に会食を少なくとも4回、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関5社との間で、上司に誘われたものも含め計会食を50回程度、 <p>また、職務上の関連のない民間金融機関3社との間で計会食を少なくとも5回、行った。</p> <p>なお、平成5年1月1日から平成9年12月31日の期間において、同一民間金融機関との会食が合わせて20回を超えたものがあった。</p>	減給 (10%1月)

氏 名	現 職	処 分 事 由	処分内容
河村 健三	大臣官房金融検査部管理課上席金融証券検査官	<p>平成4年7月から近畿財務局理財部検査管理課長の職に、平成6年7月から大臣官房金融検査部管理課金融証券検査官の職に、平成7年7月から大臣官房金融検査部管理課課長補佐の職に、平成8年7月から大臣官房金融検査部管理課上席金融証券検査官の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年12月26日以降、職務上の関連ある民間金融機関との間で、ほとんどの場合において費用を一部負担していたとはいえ、検査期間中に会食を10回程度、 ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で検査期間中に会食を少なくとも1回、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関4社との間で、ほとんどの場合において費用を一部負担していたとはいえ検査期間中を含め計会食を10回程度、ゴルフを少なくとも2回、 <p>また、職務上の関連のない民間金融機関2社との間で計会食を少なくとも2回、行った。</p> <p>なお、平成5年1月1日から平成9年12月31日の期間において、同一民間金融機関との会食が合わせて10回を超えたものがあった。</p>	減給 (10%1月)

氏名	現職	処分事由	処分内容
田上 律兒	大臣官房金融検査部管理課金融証券検査官	<p>平成4年7月から大臣官房金融検査部管理課金融証券検査官の職にあるが、職務上の関連ある民間金融機関との間で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年12月26日以降、倫理規程に定める手続きを経ずに会食を少なくとも2回、 ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、会食を少なくとも4回、ゴルフを少なくとも2回、また多くの場合において費用を一部負担していたとはいえ、検査期間中に会食を少なくとも5回、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、民間金融機関8社等との間で計会食を10回程度、ゴルフを少なくとも4回、また費用を一部負担していたものも含まれるとはいえ、検査期間中に会食を10数回、行った。 	減給 (10%1月)

氏 名	現 職	処 分 事 由	処分内容
山口 公生	銀行局長	<p>平成5年6月から銀行局保険部長の職に、平成7年6月から証券局担当の大臣官房審議官の職に、平成8年2月から証券局及び銀行局担当の大臣官房審議官の職に、平成8年7月から銀行局長の職にあるが、</p> <p>辞職に至った佐藤誠一郎の上司として、平素の指導及び監督に不行届があった。また、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年12月26日以降、職務上の関連ある民間金融機関との間で、会費を負担したとはいえ、倫理規程に定める手続きを経ずに会食を少なくとも3回、 ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で手続きを経ずに会食を10数回、 <p>また、職務上の関連のない民間金融機関1社との間で会食を少なくとも1回、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関8社等との間で計会食を20回程度、ゴルフを10回程度、行った。 	減給 (10%1月)

氏 名	現 職	処 分 事 由	処分内容
勝 栄二郎	主計局主計官（建設、公共事業担当）	<p>平成4年7月から主計局主計企画官の職に、平成5年7月から内閣官房長官秘書官事務取扱の職に、平成7年6月から国際金融局為替資金課長の職に、平成9年7月から主計局主計官の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年12月26日以降、職務上の関連のない民間金融機関との間で会食を少なくとも1回、 ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で手続きを経ずに会食を30回程度、ゴルフを少なくとも2回、 <p>また、職務上の関連のない民間金融機関4社との間で計会食を10回程度、ゴルフを少なくとも1回、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連のない民間金融機関7社との間で計会食を10回程度、ゴルフを少なくとも2回、 <p>行った。</p>	戒告

氏名	現職	処分事由	処分内容
河上 信彦	関東財務局 東京証券取引所監理官 兼証券局	<p>平成4年7月から国際金融局為替資金課長の職に、平成6年7月から理財局国債課長の職に、平成7年5月から大臣官房参事官の職に、平成9年7月から関東財務局東京証券取引所監理官兼証券局の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連のない民間金融機関3社との間で計会食を少なくとも4回、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関21社等との間で計会食を50数回、ゴルフを10回程度、また、職務上の関連のない民間金融機関1社等との間で計会食を少なくとも1回、ゴルフを少なくとも1回、行った。 	戒告

氏 名	現 職	処 分 事 由	処分内容
楠 壽晴	近畿財務局 金融安定監 理官	<p>平成5年7月から証券局証券業務課投資管理室長の職に、平成7年6月から理財局地方資金課長の職に、平成8年7月から理財局資金第二課長の職に、平成9年7月から近畿財務局金融安定監理官の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で手続きを経ずに会食を少なくとも2回、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関29社との間で計会食を50数回、 <p>また、職務上の関連のない民間金融機関3社との間で会食を少なくとも6回、行った。</p>	戒告

氏 名	現 職	処 分 事 由	処分内容
榊原 英資	財 務 官	<p>平成6年7月から会計センター所長兼財政金融研究所長の職に、平成7年6月から国際金融局長の職に、平成9年7月から財務官の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で手続きを経ずに会食を10数回、 また、職務上の関連のない民間金融機関4社との間で計会食を少なくとも5回、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連のない民間金融機関3社との間で計会食を少なくとも4回、 <p>行った。</p>	戒告

氏 名	現 職	処 分 事 由	処 分 内 容
竹田 正樹	大阪国税局 総務部長	<p>平成4年7月から大阪国税局課税第一部長の職に、平成5年7月から大臣官房企画官（兼銀行局保険部保険第一課）の職に、平成6年4月から銀行局保険部保険第一課調査室長の職に、平成7年6月から銀行局保険部保険第二課長の職に、平成8年7月から大阪国税局総務部長の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で手続きを経ずに会食を少なくとも7回、 また、職務上の関連のない民間金融機関1社との間で会食を少なくとも1回、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関15社等との間で計会食を50回程度、 また、職務上の関連のない民間金融機関8社との間で計会食を10回程度、 <p>行った。</p>	戒告

氏名	現職	処分事由	処分内容
椿原 伸生	大臣官房金融検査部管理課金融証券検査官兼大臣官房金融検査部審査課課長補佐	<p>平成4年7月から大臣官房金融検査部管理課金融証券検査官の職に、平成5年7月から証券取引等監視委員会事務局総務検査課証券取引検査官の職に、平成7年7月から四国財務局理財部検査課長の職に、平成9年7月から大臣官房金融検査部管理課金融証券検査官兼大臣官房金融検査部審査課課長補佐の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年12月26日以降、職務上の関連ある民間金融機関との間で倫理規程に定める手続きを経ずに会食を少なくとも1回、 また、職務上の関連のない民間金融機関との間で会食を少なくとも1回、 ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で手続きを経ずに会食を少なくとも1回、 また、職務上の関連のない民間金融機関1社との間で会食を少なくとも1回、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関3社との間で計会食を10回程度、ゴルフを少なくとも6回、 また、職務上の関連のない民間金融機関1社との間でゴルフを少なくとも1回、 <p>行った。</p> <p>なお、平成5年1月1日から平成9年12月31日の期間において、同一民間金融機関との会食、ゴルフが合わせて15回を超えたものがあつた。</p>	戒告

氏名	現職	処分事由	処分内容
西川 聡	国税庁長官 官房国税審 議官	<p>平成4年7月から銀行局保険部保険第一課長の職に、平成6年7月から国税庁課税部所得税課長の職に、平成7年5月から国税庁長官官房総務課長の職に、平成8年7月から札幌国税局長の職に、平成9年7月から国税庁長官官房国税審議官の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連のない民間金融機関4社等との間で計会食を少なくとも6回、ゴルフを少なくとも4回、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関7社等との間で計会食を30数回、ゴルフを20回程度、また、職務上の関連のない民間金融機関2社等との間で計会食を少なくとも4回、ゴルフを少なくとも2回、 <p>行った。</p> <p>なお、平成5年1月1日から平成8年12月25日の期間において、同一民間金融機関との会食、ゴルフが合わせて10回を超えたものがあった。</p>	戒告

氏名	現職	処分事由	処分内容
西村 善嗣	証券局証券業務課投資管理室長	<p>平成4年7月から銀行局保険部保険第二課課長補佐の職に、平成5年7月から銀行局保険部保険第一課課長補佐の職に、平成7年6月から内閣法制局参事官の職に、平成9年7月から証券局証券業務課投資管理室長の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連のない民間金融機関6社との間で計会食を少なくとも6回、ゴルフを少なくとも4回、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関14社等との間で計会食を60数回、ゴルフを少なくとも4回、 <p>また、職務上の関連のない民間金融機関6社との間で計会食を少なくとも5回、ゴルフを少なくとも2回、行った。</p> <p>なお、平成5年1月1日から平成8年12月25日の期間において、同一民間金融機関との会食、ゴルフが合わせて10回を超えたものが複数あった。</p>	戒告

氏名	現職	処分事由	処分内容
藤田 利彦	理財局総務課調査室長	<p>平成4年7月から銀行局銀行課課長補佐の職に、平成6年7月から理財局資金第二課課長補佐の職に、平成7年6月から理財局国債課課長補佐の職に、平成8年7月から理財局総務課課長補佐の職に、平成9年7月から理財局総務課調査室長の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で手続きを経ずに会食を少なくとも2回、また、職務上の関連のない民間金融機関1社との間で会食を少なくとも1回、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関19社等との間で計会食を30数回、ゴルフを20数回、また、職務上の関連のない民間金融機関6社等との間で計会食を少なくとも3回、ゴルフを少なくとも5回、行った。 	戒告

氏 名	現 職	処 分 事 由	処分内容
松尾 良彦	大阪税関長	<p>平成4年7月から理財局国庫課長の職に、平成6年7月から外務省在連合王国日本国大使館参事官の職に、平成9年7月から大阪税関長の職にあるが、</p> <p>職務上の関連のない民間金融機関との間で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年12月26日以降、会食を少なくとも4回、 ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、民間金融機関22社との間で計会食を30回程度、ゴルフを少なくとも2回、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、民間金融機関26社との間で計会食を40数回、ゴルフを少なくとも6回、行った。 	戒告

氏名	現職	処分事由	処分内容
森 信親	米州開発銀行財務局次長	<p>平成4年7月から主計局主計官補佐の職に、平成6年7月から銀行局銀行課課長補佐の職に、平成7年6月から国際金融局総務課課長補佐の職に、平成8年7月から米州開発銀行財務局次長の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連のない民間金融機関8社等との間で計会食を10数回、ゴルフを少なくとも7回、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関14社等との間で計会食を20回程度、ゴルフを10回程度、また、職務上の関連のない民間金融機関8社との間で計会食を10回程度、ゴルフを少なくとも3回、行った。 	戒告

氏名	現職	処分事由	処分内容
山本 晃	大臣官房審議官（証券局担当）	<p>平成4年7月から証券局証券業務課長の職に、平成5年6月から証券局総務課長の職に、平成6年7月から東北財務局長の職に、平成7年5月から関東財務局東京証券取引所監理官兼証券局の職に、平成8年7月から証券局担当の大臣官房審議官の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連ある民間金融機関との間で手続きを経ずに会食を10回程度、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関27社等との間で計会食を30数回、ゴルフを20数回、 <p>また、職務上の関連のない民間金融機関4社との間で計会食を少なくとも3回、ゴルフを少なくとも1回、行った。</p>	戒告

氏名	現職	処分事由	処分内容
岩下 正	外務省在アメリカ合衆国日本国大使館公使	<p>平成4年7月から銀行局調査課長の職に、平成5年6月から大臣官房調査企画課長の職に、平成6年4月から内閣総理大臣秘書官事務取扱の職に、平成7年5月から大臣官房参事官の職に、平成8年7月から外務省在アメリカ合衆国日本国大使館公使の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連のない民間金融機関3社との間で計会食を少なくとも7回、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関4社との間で計会食を少なくとも3回、ゴルフを少なくとも1回、 <p>また、職務上の関連のない民間金融機関5社との間で計会食を10回程度、行った。</p>	戒告

氏名	現職	処分事由	処分内容
神崎 康史	経済協力開発機構日本政府代表部一等書記官	<p>平成4年7月から主計局主計企画官補佐の職に、平成5年7月から主計局主計官補佐の職に、平成6年7月から銀行局保険部保険第二課課長補佐の職に、平成7年5月から外務省経済協力開発機構日本政府代表部一等書記官の職にあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年5月25日から平成8年12月25日の間に、職務上の関連のない民間金融機関7社との間で計会食を10数回、ゴルフを少なくとも3回、 ・平成5年1月1日から平成7年5月24日の間に、職務上の関連ある民間金融機関9社等との間で計会食を40回程度、ゴルフを少なくとも5回、 <p>また、職務上の関連のない民間金融機関5社との間で計会食を少なくとも6回、行った。</p> <p>なお、平成5年1月1日から平成8年12月25日の期間において、同一民間金融機関との会食、ゴルフが合わせて20回を超えたものがあった。</p>	戒告

別添 2

長岡 實

昭54. 10	大蔵事務次官（処分時）
55. 6	辞職
56. 7	日本専売公社副総裁
57. 6	“ 総裁
60. 4	日本たばこ産業(株)社長
63. 6	“ 特別顧問
63. 11	東京証券取引所理事長
平 6. 5	“ 顧問（～6. 8）
7. 7	日本たばこ産業(株)顧問

松下 康雄

昭54. 10	大臣官房長（処分時）
55. 6	主計局長
57. 6	大蔵事務次官
59. 6	辞職
61. 6	(株)太陽神戸銀行取締役
62. 6	“ 頭取
平 2. 4	(株)太陽神戸三井銀行会長
4. 4	(株)さくら銀行会長
6. 6	“ 相談役
6. 12	日本銀行総裁
10. 3	辞任

篠沢 恭助

平 7. 9	大蔵事務次官（処分時）
8. 1	辞職
8. 9	(財)生涯学習開発財団顧問
10. 4	辞任